

整備区分	整備内容
創設	<p>新たに宿舎を整備すること。</p> <p>※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。</p> <p>※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舎を整備する事業を含む。</p>
増築	<p>既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。</p>
改築	<p>既存の宿舎を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。（一部改築を含む。）</p> <p>※ア 取壊し費用も対象とすることができる。</p> <p>※イ 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。</p>
増改築	<p>既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）</p> <p>※ア，※イについて同上</p>
改修	<p>既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。</p>

3 対象事業

介護人材（外国人を含む。）を確保するため、2に掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）の事業者が当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。

- (1) 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備（居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わない。ただし、補助対象となるのは、2に掲げる介護施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡以下を基準とする（介護職員1定員当たりの延べ床面積が33㎡を越える場合、33㎡分が補助対象となり、33㎡を越える部分は補助対

(3) 資金計画

既存の事業に影響を与えることなく、用地取得費、造成費、建築費、設備費、工事事務費、運転資金及び償還財源等を確実に保有し、かつ、事業費高騰等不測の事態に対応できるよう予備費を計上していること。また、整備後においても健全、かつ、安定した事業運営が確認できる計画であること。

(4) 補助金の額

計画する上での補助金の額は、倉敷市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱により算出された額とする。ただし、補助金の額を確定させるものではない。

(5) 借入金

借入は、担保提供が無い場合に限り、市中銀行からの単独融資を認める。

なお、福祉医療機構からの借入はできない（融資対象外）ことに注意すること。

1.1 その他

(1) 審査会において補助協議対象施設として選定された場合にあっては、その時点で当該補助が確定したわけではなく、当該補助に係る予算が倉敷市議会において議決され、かつ、国（県）補助の内示が得られた場合にのみ補助対象となることに留意すること。

(2) 施工業者等の選定は、補助金の内示後に行うこと。

施工業者等の選定にあたっては、倉敷市の契約方法に準拠した入札を行うこと。また、工事入札については、設計者は参加できないことに留意すること。

(3) 応募書類の作成に伴う一切の費用は、応募者の負担とする。

(4) 応募された事業計画は、審査会において、資金計画や建築計画等を総合的に審査し選定されるものであるため、選定された事業計画は当然に遵守すべきものである。したがって、原則として変更は認められないため、十分に検討を行った上で、実施可能な計画として応募すること。なお、選定以後に計画変更が判明した場合には選定を取り消す場合がある。

(5) 応募書類は、提出書類目録で確認すること。なお、提出書類及び内容に疑義が生じた際は、市に対し速やかに確認及び協議を行うこと。

(6) この要領で示している対象施設及び補助率等は、現時点で国（県）が示す整備方針に基づいたものであり、今後、変更や補助対象外となる可能性があることに留意すること。

(7) 事前に整備概要を把握する必要があることから、計画書の作成に着手する前に、保健